

平成24年第4回川崎市議会定例会

専決処分報告資料

市長専決処分第6項 和解について

【まちづくり局】

報告 和解について

1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額（内）最終回	
1	***	26 箇月分	473,400 円	16 回	30,000 円（23,400 円）	17,800 円
2	***	16 箇月分	445,500 円	15 回	30,000 円（25,500 円）	30,800 円
3	***	17 箇月分	1,508,800 円	17 回	90,000 円（68,800 円）	85,600 円
4	***	21 箇月分	1,847,300 円	47 回	40,000 円（7,300 円）	93,000 円
5	***	36 箇月分	2,023,200 円	68 回	30,000 円（13,200 円）	40,500 円
6	***	36 箇月分	2,232,700 円	32 回	70,000 円（62,700 円）	27,400 円
7	***	19 箇月分	496,080 円	20 回	25,000 円（21,080 円）	27,200 円
8	***	43 箇月分	1,983,200 円	67 回	30,000 円（3,200 円）	35,100 円
9	***	20 箇月分	617,300 円	21 回	30,000 円（17,300 円）	17,800 円
10	***	24 箇月分	842,700 円	39 回	22,000 円（6,700 円）	38,500 円
11	***	10 箇月分	477,400 円	24 回	20,000 円（17,400 円）	75,600 円
12	***	22 箇月分	445,500 円	30 回	15,000 円（10,500 円）	20,700 円
13	***	23 箇月分	803,300 円	33 回	25,000 円（3,300 円）	34,600 円
14	***	30 箇月分	1,643,500 円	42 回	40,000 円（3,500 円）	42,400 円
15	***	18 箇月分	1,299,600 円	26 回	50,000 円（49,600 円）	36,200 円
16	***	53 箇月分	1,082,700 円	55 回	20,000 円（2,700 円）	14,700 円
17	***	18 箇月分	1,566,500 円	40 回	40,000 円（6,500 円）	64,700 円
18	***	27 箇月分	622,000 円	42 回	15,000 円（7,000 円）	25,700 円

※契約解除等 ①家賃の未納が3箇月分に達したとき又は分割支払の未納が3箇月分に達し残金を翌月までに支払わないときは、入居契約が解除になる。②解除の場合は直ちに明け渡す。

2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。（民事訴訟法第275条第1項）

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

滞納による法的措置に係る手続きフロー

